

## 加古川市医療の助成に関する特例を定める要綱

平成17年3月7日（市民部長 決定）

平成22年6月17日（市民部長 決定）

平成24年6月29日（市民部長 決定）

平成26年6月16日（市民部長 決定）

平成27年7月23日（市民部長 決定）

平成29年7月22日（市民部長 決定）

平成31年3月26日（市民部長 決定）

令和2年1月15日（市民部長 決定）

令和3年2月26日（市民部長 決定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市医療の助成に関する条例（昭和46年条例第26号。以下「条例」という。）第3条第2項及び第4条第5項の規定に基づき、「市長が特別の理由があると認めるとき」の医療の助成（以下「特例助成」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第1条の2 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例によるほか、次項から第6項までに定めるところによる。

2 「所得判定対象者」とは、条例別表第1右欄（以下「右欄」という。）において、所得等による要件の判定対象となっている者をいう。

3 「基準生活費」とは、特例助成が行われる月の属する年（特例助成が行われる月が1月から6月までの間にあつては、前年）の4月1日現在の生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1の第1章1（1）ア（ア）に規定する1級地 - 1の基準生活費の第1類及び第2類の合計額で加算額を含まない額に1000分の1155（2019年6月30日までについては10分の11、2019年7月1日から2020年6月30日までの間については885分の990、2020年7月1日から2021年6月30日までの間については870分の990とする。）を乗じた額をいう。

- 4 「失業」とは、離職の日以前1年間に雇用保険被保険者期間が6か月以上あり、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業につくことができない状態であることをいう。
- 5 「失業等」とは、次に掲げる事由を除く失業、廃業、休業その他これらに類する状態にあることをいう。
- (1) 転職、就学、結婚及び家事従事等を目的とした自発的失業又は事業の廃止、休止
  - (2) 一定の年齢に到達したことを事由とする雇用期間の満了
  - (3) 契約期間の終了
  - (4) 自己の責めに帰すべき理由による解雇
  - (5) 重篤な疾病等により6か月以上にわたって再開する見込みがない場合を除いた事業の再開を前提とした一時的な事業の廃止及び休止
  - (6) 前各号までの事由に類する事由
- 6 「所得要件」とは、右欄の規定をいう。

(特例助成の要件)

第2条 次の各号に掲げるいずれかの事由により深刻な経済的被害を受け、対象者が負担すべき額（以下「一部負担金」という。）を支払うことが困難となった場合において、市長は、当該一部負担金を全額助成することができる。

- (1) すべての所得判定対象者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害等」という。）により、住宅、宅地又はその他の財産について大規模半壊以上の損害を受けたとき
- (2) 所得判定対象者のうち、主たる生計維持者が、災害等により、死亡したとき又は重度の障害者となったとき
- (3) 所得判定対象者のうち、主たる生計維持者について、災害等又は干ばつ若しくは冷害若しくは凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する事由により、事由発生後1年間の推計合計所得の12分の1の額が基準生活費に100分の135を乗じた額以下に減少したとき
- (4) 所得判定対象者のうち、主たる生計維持者について、失業等により、事由発生

後1年間の推計合計所得の12分の1の額が基準生活費に100分の135を乗じた額以下に減少し、かつ、所得判定対象者が次のすべての要件を満たすとき

ア すべての所得判定対象者に係る事由発生後1年間の収入（非課税所得及び仕送り等を含む。）の合計額が100万円以下であること。ただし、所得判定対象者が2人以上の場合にあっては、100万円と当該所得判定対象者の人数から1人を控除した人数に35万円を乗じて得た額を合算した額以下とする。

イ すべての所得判定対象者が有する現金及び預貯金が、次の(ア)～(イ)のいずれかに相当する収入の額未満であること

(ア) 所得要件に規定する所得の額

(イ) 所得要件に規定する税額から推計する所得の額

(5) 前各号の事由に類する事由があったとき

2 市長は、所得要件に該当しない者であって、条例別表第1左欄の要件を満たす者が、失業等により、現年の推計所得の額及びその所得から算定される税額が、所得要件に規定する所得の額又は税額を満たす場合においては、条例第3条の対象者とみなし、条例第4条に規定する助成の範囲において助成を行うことができる。この場合において、現年の推計所得とは、当該年の1月から事由発生までの収入と事由発生後1か月の収入に残存月を乗じて得た額を合算した額について、前年の所得の計算の例により算定した額をいう。

3 前2項の規定に該当する場合であっても、国民健康保険で減免が行われている場合は、減免が行われている範囲において、一部負担金の特例助成を行わないものとする。

(特例助成の申請)

第3条 前条第1項に規定する特例助成を受けようとする者は、同項各号に掲げる事由に該当したことを明らかにできる書類を添えて、福祉医療一部負担金免除申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項に規定する特例助成の申請は、同項に該当したことを明らかにできる書類を添えて、加古川市医療の助成に関する条例施行規則（昭和46年規則第23号。以下「規則」という。）第2条第1項に定める医療費助成申請書を市長に提出しな

ければならない。

(特例助成に係る証明書等)

第4条 市長は、第2条に該当する者（以下「認定者」という。）と認めるときは規則第3条第1項に定める受給者証を認定者に交付するものとする。ただし、国民健康保険で一部負担金の減額が行われている場合は、受給者証を交付することなく認定者に支払うことにより、特例助成を行うものとする。

(特例助成の期間)

第5条 特例助成の期間は、第2条に規定する要件に該当することとなった日の属する月の初日から6か月を超えない日までの間とする。ただし、同一の事由に基づき、再度特例助成の認定をすることはできないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、第2条第2項の規定に該当する者で、同項の規定に該当する原因となった事由が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと認められる場合は、特例助成の認定をすることができる。この場合において、助成の対象の期間は、前項で定めた受給者証の有効期間の末日の属する月の翌月の初日から6か月を超えない日までとし、第2条第2項に規定する現年の推計所得の算出については、「事由発生」を「前項の特例助成の期間で定めた受給者証の有効期間の末日の属する月の翌月の初日」とする。

3 前2項に規定する期間が6月30日を超えるときは、受給者証の有効期間の末日を6月30日とし、7月1日から翌年6月30日までに係る医療費の助成については、所得要件に該当しないこととなる場合の7月1日以降の受給者証における有効期間の末日を、特例助成の期間の残存期間の終了する日とする。

(特例助成の特例)

第6条 市長は、特例助成の資格を有することとなった日から特例助成の決定日までの間等において既に認定者が支払った一部負担金があるときは、認定者に支払うことにより、特例助成を行うものとする。

(特例助成の取消し)

第7条 受給者証の交付を受けた者が、その後の事情の変更により第2条に規定する要件に該当しなくなったときは、市長は、特例助成の決定を取消し、当該受給者証

を返還させることとする。

(特例助成費の返還)

第8条 偽りの申請その他不正の行為によって、この要綱による特例助成を受けた者があるときは、市長は、申請時に遡って決定を取消し、受給者証を返還させるとともに、当該特例助成を受けた額を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 平成17年6月30日以前に生じた事由については、なお従前の例による。

(基準生活費の額の算定の特例)

- 3 第1条の2第3項に規定する基準生活費については、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間、同項の規定にかかわらず、同項中「含まない額」とあるのは「含まない額に28分の30を乗じた額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市医療の助成に関する特例を定める要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成21年8月9日（以下「適用日」という。）以後に生じた事由について適用し、同日前に生じた事由については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第2条に規定する特例助成の対象となる者の要件については、適用日から施行日までの間、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同条に規定する要件を満たす者を除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市医療の助成に関する特例を定める要綱の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市医療の助成に関する特例を定める要綱の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市医療の助成に関する特例を定める要綱の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市医療の助成に関する特例を定める要綱の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市医療の助成に関する特例を定める要綱の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市医療の助成に関する特例を定める要綱の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。